事例No.	1486
公表年度	R3
団体の属性	一般市
団体名	兵庫県洲本市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・適切な資産管理 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	その他

事例内容・タイトル

公営企業会計の一括法適用

出典

地方公営企業の
抜本的な改革等に係る
先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	公営企業会計の一括法適用
団体名	兵庫県洲本市
事業名(事業区分)	下水道事業、介護サービス事業、駐車場事業、土地取得造成事業
法適用区分	一部適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)	42,300	行政区域内面積(㎢)	182
供用開始年月日	平成5年9月30日	処理区域内人口(人)	11,661
処理区域内面積(ha)	370.0	施設利用率(%)	46.7
職員数(人)	8	営業費用(千円)	822,750
営業収益(千円)	433,757		

※上記表中の「行政区域内人口」は、令和3年1月1日時点。「行政区域内面積」は、令和2年10月1日時点。それ以外の計数は、令和3年3月

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日付総財公第18号総務大臣通知)及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付総財公第19号総務省自治財政局長通知)により、当市の公営企業のうち、下水道事業は「重点事業」と位置づけられ、令和2年度までに法適用することが必要とされた。また、その他公営企業についても、この期間内にできる限り法適用するよう要請があった。

当市には下水道事業、介護サービス事業、駐車場事業、土地取得造成事業の4つの事業会計があり、それぞれを個別で法適用する場合、システム導入費や人的コストがその都度必要となり、財政面、事務面の両方において課題があった。

(2)検討を開始した契機・導入過程

①検討を開始した契機

上述のとおり、下水道事業以外のその他公営企業についても、今後、法適用が必要とされる見込みがあったため、当市は全公営企業を一度に法適用することで、導入コスト等の削減にも繋がると判断した。そこで、上記通知を契機に、下水道事業だけでなく、その他の公営企業についても法適用を行う政策判断が、平成26年度末に財務部長の主導で行われ、平成27年度から平成29年度を導入のための期間とし、平成30年度からの法適用を目指すこととなった。

②導入過程

・スケジュール

	委託/直営	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
法適用検討	-	●				法適化
資産整理	直営		→	→	→	
会計システム導入	委託			●		
移行事務	直営				●	

・その他

会計課等の関係部署が協力的であったため、内部調整がスムーズに行われた。

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

4事業について、平成30年度からの法適用を目標として、平成27年度から平成29年度の間に主な業務として、

①資産整理、②会計システム導入、③移行事務準備を行った。

①資産整理

公営企業の法適用に当たり、最も作業量が多く、時間を要する業務は固定資産の整理である。当市では法適用後も資産の増減があることから、固定資産整理は直営で行う方針となった。

当時、統一的な基準による地方公会計導入のため、固定資産台帳の整理が必要となっており、当市ではプロジェクトチームを作り、直営で行っていた。公営企業の固定資産整理に当たっては、そのプロジェクトチーム員に応援を依頼し、多大な協力により、公営企業における固定資産整理を行うことができた。

②会計システム導入

システム導入は公募型プロポーザルにより事業者を決定し、平成28年度に導入した。平成29年度は新システムに慣れるための準備期間とした。また、同事業者と会計支援業務委託契約を結び、開始貸借対照表の作成等についてアドバイスを受けた。

③移行事務

固定資産整理の手順や、移行に係る事務を行うに当たっては、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」(総務省)、「下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015年版-」(日本下水道協会)が非常に役立った。

(2)効果

①複式簿記の導入により、資産等の正確な把握ができ、経営管理の質が向上

②企業会計システム導入にかかるコスト削減(単純に1/4)。

③システム統一により、各会計間で同一様式の帳票が作成でき、数値の確認などが容易である。

3．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

プロジェクトチーム等で法適用に取り組み、多くの職員を巻き込むことで、最も労力を要する資産整理を直営で行うことができた。

(2)今後の課題等

会計を担当する職員には複式簿記の知識が必須となり、その習得に期間を要する。

〇問合せ先

担当課	財政課		
TEL	0799-24-7625	MAIL	zaisei@city.sumoto.lg.jp